

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月18日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第27号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を削り、次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） (1)～(347) (略) <u>(347)の2</u> 地方卸売市場認定申請手数料 <u>(347)の3</u> 地方卸売市場認定証再交付手数料 <u>(347)の4</u> 地方卸売市場認定証書換え交付手数料 (348)～(359) 削除 (359)の2～(585) (略)	別表（第2条関係） (1)～(347) (略) <u>(348)</u> 地方卸売市場開設許可手数料 <u>(349)</u> 地方卸売市場開設許可証再交付手数料 <u>(350)</u> 地方卸売市場開設許可証書換え手数料 <u>(351)</u> 地方卸売市場卸売業務許可手数料 <u>(352)</u> 地方卸売市場卸売業務許可証再交付手数料 <u>(353)</u> 地方卸売市場卸売業務許可証書換え手数料 <u>(354)</u> 地区卸売市場開設者登録手数料 <u>(355)</u> 地区卸売市場開設者登録証再交付手数料 <u>(356)</u> 地区卸売市場開設者登録証書換え手数料 <u>(357)</u> 地区卸売市場卸売業者登録手数料 <u>(358)</u> 地区卸売市場卸売業者登録証再交付手数料 <u>(359)</u> 地区卸売市場卸売業者登録証書換え手数料 (359)の2～(585) (略)

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。ただし、別表第347号の2から第347号の4までを加える改正は、令和元年12月21日から施行する。